

## 森林防災事業に関する意見書

平成29年10月22日から23日にかけての台風21号に伴う記録的な豪雨と暴風により、大阪府南部地域を中心に多くの土砂崩壊が発生し、1人が犠牲になるなど、府民は甚大な被害を受けた。また、大阪北部においては、風倒木被害が多く発生し、山の不安定化を生じさせている。近年の台風被害の増大は、地球温暖化が一つの原因と考えられているが、森林の災害防止機能の低下が被害をより大きくしていると危惧するものである。

森林は、土砂災害防止機能だけでなく、温室効果ガスを吸収する地球温暖化防止機能、水源涵養機能、生物多様性保全機能など、多くの公益的機能を有しており、府民の一人一人が森林から多くの恩恵を受けている。大阪府においては、このことを踏まえて、森林環境税を創設し、森林の公益機能の向上に資する事業を推進されている。しかし、土砂災害対策が必要な森林は、広範にわたっており、異常気象による豪雨や大型台風によって、多大な土砂災害が予想されることから、なお一層、森林防災事業を充実させる必要がある。

よって、本市議会は、大阪府に対し、森林防災事業を充実させるため、大阪府の森林環境税を踏まえて、中長期的視点に立脚し、目標を定めて、森林防災事業の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月20日

大 阪 府 茨 木 市 議 会